

『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』  
(鳥獣保護管理法)

「鳥獣保護管理法(第3条)」に基づき

環境省 ⇒ 基本指針を作成

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- II 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

基本指針の  
告示  
(平成28年10月)

**基本指針の主な変更点(新たに追記した記述)**

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

1 基本的な考え方

- 鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応が必要
- 各主体の役割の明確化、専門的な知見を有する人材の配置・活用が必要
- 人と鳥獣の関係を考えるため、広域的・地域的な視点のほか、鳥獣の暮らしす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視点が必要。

II 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

1 鳥獣保護区の指定及び管理

- 森林鳥獣生息地の保護区は、必要に応じて、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

2 鉛中毒対策

- 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複し、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲許可の際に、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 農林業者自らが行う捕獲に関する規制のあり方

- 小型の箱わな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者に対して許可できる。

4 人材の育成・確保

- 都道府県は、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。
- 国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

5 鳥獣保護管理の体制の整備

- 傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護管理センター等としての機能強化又は新たな施設整備等に努める。

※基本指針等の資料: <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html>

「鳥獣保護管理法(第4条)」に基づき 大阪府 ⇒ 鳥獣保護管理事業計画を作成

諮問内容 第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)

基本理念

- 人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全

1 鳥獣保護管理事業計画の計画期間  
平成29年4月1日～34年3月31日(5ヶ年間)

2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護区の指定

- 計画開始: 18箇所 12,914ha ⇒ 計画終了: 18箇所 12,914ha
- 期間更新 10箇所 7,027ha
- 保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつこれまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、指定・更新を検討する。
- 農林業被害対策のための捕獲について可能な旨、周知徹底に努める。
- 捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解を得られるよう努める。

3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、人工増殖の可能性を検討
- 被害のおそれなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性を検討

4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- モニタリング等により鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域を把握した上で、当該地域での捕獲許可の際に、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を図る。
- 小型の箱わな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合、狩猟免許を受けていない者に対しての許可を認める。  
⇒ 許可の条件に「1日1回以上の見回りの実施」を付す。  
※ 狩猟鳥獣等の有害捕獲許可は市町村権限

5 特定猟具使用禁止区域に関する事項

- 計画開始: 75箇所 121,222ha ⇒ 計画終了: 75箇所 121,222ha
- 再指定 47箇所 102,853ha

6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- 大阪府シカ管理計画(第4期計画)及びイノシシ管理計画(第3期計画)の策定
- 平成29年4月1日～34年3月31日(5ヶ年間)
- 管理の目標を設定  
【シカ】平均生息密度 10頭/km<sup>2</sup>日 (年間1,400頭以上の捕獲)  
【イノシシ】平均目撃効率 0.15頭/人日 (年間3,100頭以上の捕獲)

7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

- 国、都道府県等の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討し、積極的に受講する。  
⇒ 鳥獣保護管理に必要な知識及び技術の習得に努める。
- 傷病鳥獣一時保護施設の設置  
平成29年8月開設予定の大阪府動物愛護管理センター(仮称)内に傷病鳥獣の野生復帰を目的とした一時保護施設を設置し機能強化に努める。

9 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項